【ふじさき移住すまいづくり支援金に対する Q&A】

≪申請のタイミング及び申請者の要件≫

Q1：申請において、前身の制度である「若者移住すまいづくり補助金」（以下「旧補助金」とする。）から変更になった点はどこか。

A1：大きく変わったのは以下 2 点です。

① 原則、住宅を取得して入居した後、一度に申請・請求をすることになります。（旧補助金では「申請」「実績報告」「請求」の 3 段階の手続きを要しました。）

② 夫婦以外の世帯（単身の移住者等）や世帯員が満 45 歳以上の世帯も助成対象となります。（旧補助金では満 45 歳未満の夫婦が対象となっていました。）

Q2：申請は移住した者がすれば良いですか。

A2：移住者とその配偶者のうち、住宅を取得した者が申請してください。住宅が夫婦の共有名義であった場合、どちらかが代表者となり申請してください。

Q3：やむを得ない理由により、住宅の完成が遅れて入居が申請期限（移住者の転入日より 3 年以内）を過ぎてしまうのですが、助成対象外でしょうか。

A3：申請期限（移住者の転入日より 3 年以内）を過ぎる前に経営戦略課にご相談ください。建築着手段階で入居が申請期限を過ぎてしまうことが分かっている場合は助成対象外ですが、工期の遅れ等により入居が遅れる等の理由がある場合は、その旨を明らかにできる書類があれば対象にできる場合があります。

Q4：移住者が単身赴任で転入ができない場合、対象となりますか。

A4：単身赴任等で転入できない場合は、経営戦略課にお問い合わせください。

Q5：支援金の助成を受けた後、移住者が単身赴任となり転出した場合は返還の対象となりますか。

A5：単身赴任による転出の場合は、家計の維持や家族の扶養等の事実があれば、やむを得ない理由として返還は不要です。なお、移住者の死亡、または離婚による移住者の転出についても、やむを得ない理由として返還は不要です。

Q6：町内会への加入が要件にありますが、加入の手続きや条件はどうなっていますか。

A6：各町内会の会長さんに申し出て、詳細を確認してください。

Q7：「過去に本支援金や旧補助金を受けた者」は助成対象外とあるが、具体的にはどういうことか。

A7：過去に本支援金や旧補助金を受けたときの申請者及びその配偶者であった者（受給当時）が、再度本支援金において申請者又はその配偶者となる場合、助成の対象とはなりません。

一方、過去に旧補助金を申請したものの、対象外となり受けられなかった事実のある者は本支援金の助成対象となり得ます。

≪転出及び転入≫

Q8：転出及び転入の要件について旧補助金との違いは何か。

A8：大きく変わったのは以下２点です。

①藤崎町外に３年以上転出してから再転入し、転入日から３年経過する日より前に住宅取得及び該当住宅への入居を完了していれば助成対象です。

②申請者及びその配偶者のうち、１人以上が①の要件を満たしていれば助成対象です。

Q9：なぜ「藤崎町外に３年以上転出していた者」が支援の対象なのか。また、なぜ「藤崎町への転入後３年を超えた者」は支援の対象外なのか。

A9：本支援金は住宅取得を支援することで、藤崎町への移住と定住を促進することを目的としております。そのため、支援すべき移住者及び定住者の要件定義に一定の期間を設ける必要があり、これを便宜上３年と定めているものです。

もともと藤崎町に住んでおり一時的にのみ転出して再転入する人がいた場合、これを移住者として支援の対象にすることは制度の目的に反するため、藤崎町から転出して一定期間の「３年以上」を経過して再転入する場合に、その人を支援対象の移住者として扱えるという定めをしたものです。

一方、藤崎町に転入してのち既に長期間住んでいてあらためて住宅取得する場合、こうした定住という目的をもはや達していると見なされる人に支援をするのも、制度の趣旨に反するものです。そのため、藤崎町に転入してから定住に向けて「３年以内」に住宅取得をする場合、その人を支援の対象にするということに定めをしたものです。

Q10：住宅が完成する前に町内のアパート等に転入していた場合は支援の対象となるのか。

A10：申請期限内（移住者の転入日より３年以内）であれば町内アパートから新たに取得した住宅に転居しても支援の対象となります。

Q11：住宅を建築・購入する前に藤崎町から転出し、住宅が完成してから藤崎町に転入して入居した場合、それは支援の対象になるか。

A11：藤崎町から転出して再度藤崎町に転入するまでの期間が３年以上の方のみ支援の対象とします。

Q12：藤崎町から転出して再度藤崎町に転入するまでの期間に、複数市区町村に住所があっても移住要件を満たしていると考えて良いか。

A12：藤崎町外の複数市町村に在住した期間が、連続して通算３年間以上となっていれば、支援の対象とします。

≪住宅・土地要件≫

Q13：住宅・土地要件について、旧補助金と大きく変わった点は何か。

A13：以下が主な変更点です。

①居住用面積の下限が 75 ㎡から 40 ㎡となりました。

②住宅の取得費（敷地含む）要件が新築・中古住宅ともに「500 万円以上」となりました。

③住宅の名義は、移住者又はその配偶者のいずれかの所有権持分があれば、その他の者（親など）との共有名義でも可とします。ただし、「当該移住者又はその配偶者の所有権持分合計」と「物件全体の面積に係る居住部分面積の割合」と「物件の取得費」を掛けた合計が 500 万円以上となる場合のみ申請が可能です。

Q14：助成申請書の記入や添付資料は、住宅・土地の両方について必要でしょうか。
A14：住宅のみの取得費が 500 万円以上となる場合、住宅についての情報記入や添付書類のみで申請可能です。

Q15：住宅の取得年月日は何を見れば良いですか。
A15：建物登記の権利部（甲区）の「受付年月日」の欄で確認します。

Q16：敷地内に住宅と車庫や倉庫も建築・購入しましたが、支援の対象でしょうか。
A16：住宅の居住用部分の面積が 40 ㎡以上で、それと一体で取得した建物の全体面積の 2 分の 1 以上であれば対象になります。かつ、一体で取得した建物の取得価額に住宅の居住用部分の面積割合を掛けた金額が 500 万円以上（敷地購入費がある場合はこれを含む）である必要があります。

Q17：住宅の 1 階を賃貸アパート、 2 階を移住者世帯の居住部分として建築する予定ですが、支援の対象でしょうか。
A17：移住者世帯の居住用部分の面積が 40 ㎡以上で、建物の全体面積の 2 分の 1 以上であれば対象になります。かつ、一体で取得した建物の取得価額に移住者世帯の住宅の居住用部分の面積割合を掛けた金額が 500 万円以上（敷地購入費がある場合はこれを含む）である必要があります。

Q18：二世帯住宅の取扱はいかに。
A18：各々の世帯の居住用スペースが完全に独立して支援対象住宅の要件を備えていて、各々の世帯が支援対象世帯としての要件を満たす場合は、両世帯を個別に支援の対象にすることができます。

Q19：自分の親が住んでいる住宅に、申請者が増築をした場合は対象ですか。
A19：増築する部分が、支援対象となる住宅の要件を満たしている場合には、増築部分をもって支援の対象にすることができます。

Q20：申請者の祖父が経営している不動産屋から住宅及び土地を購入しましたが、対象になりますか。
A20：申請者及びその配偶者の 3 親等以内の方やその方が代表となっている会社から住宅や土地を取得した場合は対象となりません。

Q21：住宅の取得や土地の購入が移住者の転入前であった場合は支援の対象になりますか。
A21：対象となります。

≪その他≫

Q22：旧補助金との違いは他にありますか。

A22：主な変更は以下のとおりです。

①支援金の額は新築・中古住宅ともに 50 万円となり、土地取得分に対する支援金増額がなくなりました。

②年度内の申請の受付期間を無くしています。(旧補助金では 12 月 20 日までを申請受付期間としましたが、新制度では随時受け付けることとします。)

Q23：必要書類で前年度分の納税証明書とありますが、前年度に何度か住所を移している場合は、どこの証明書があれば良いですか。

A23：前年度中に住所があったそれぞれの市区町村の納税証明書又は滞納がないことを示す証明書を提出してください。

Q24：本支援金を受けると、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、支援金の額として住宅の取得等の対価の額から控除する必要はありますか。

A24：控除する必要があります。住宅借入金等特別控除額の計算明細書にて「交付を受ける補助金等の額を記載して物件の「取得対価の額」から差引する必要があります。

なお、住宅借入金等特別控除を受けない場合は、一時所得として申告する必要があります。

支援金支給の時期や、支援金以外の一時所得の有無等により申告方法が異なりますので、詳しくは黒石税務署（５２－４１１１）又は町税務課にご確認の上、申告してください。